

建設副産物情報交換 システムの構築について

国土交通省総合政策局事業総括調整官室指導係長

やました ひさし
山下 尚



はじめに

わが国においては、経済発展に伴う生産および消費の拡大、生活様式の多様化および高度化による住宅・社会資本の整備および更新等に伴い、建設廃棄物の排出量が増大している。産業廃棄物全体では2割、最終処分量では4割を占めるなど、建設廃棄物のウェイトは大変高くなっている。

一方では、最終処分場の確保は年々困難となってきたおり、残余年数も2年を切る状態となっている。循環型社会の形成の観点からも、建設廃棄物から得られる資源を有効に利用していくこと（建設リサイクル）が求められている。

このような状況のもと、循環型社会形成への一助、リサイクル推進への具体的なアプローチとして、「建設副産物情報交換システム」が開発され、平成13年度内に本格運用される予定である。本稿では、建設副産物情報交換システムの目的・開発経緯から、システムの概要・課題について紹介する。



建設副産物情報交換システムの 目的・開発経緯

総合的な国土マネジメントを通じて「循環型社会」を構築するためには、まず建設副産物を建設

資材としてリサイクルすることが不可欠である。

このため、建設工事の施工から廃棄物の適正な処理、再資源化、再利用に至る一連の流れについて、実効性のあるリサイクルの制度を確立するため、コンクリート、アスファルトおよび木材について、建設工事に際して分別し、これを再資源化することを義務付けた「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成12年5月31日に制定された。

平成13年1月17日には、国土交通省、農林水産省、経済産業省、および環境省により同法に基づく基本方針が策定された。

この基本方針において建設リサイクルの推進に向けた新たな基本的考え方や再資源化の目標および具体的施策などが明らかにされている。

また、基本方針において、特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標については、その目標年次を

特定建設資材廃棄物	目標
コンクリート塊 （コンクリート、または、コンクリートおよび鉄からなる建設資材が廃棄物となったもの）	95%
アスファルト・コンクリート塊 （アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの）	
建設発生木材 （木材が廃棄物となったもの）	

平成22年度とし、再資源化等の目標を前表のとおりにしている。

なお、国の直轄事業においては「再資源化を先導する」必要があるため、こうした観点から、再資源化等の目標年次を5年間先んじて、平成17年度までとし、それぞれの特定建設資材廃棄物について「最終処分する量をゼロとすることを目指す」ことを明記している。

あわせて、関係者の連携の下、再資源化により得られた物（リサイクル材）を積極的に利用し、需要の拡大に積極的に取り組むことが必要である。

さらに、基本方針において、各種情報の提供等に関する事項として、特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる情報提供が十分なされるように、インターネット等を活用した情報システムの整備の支援を行う必要が示されている。

しかしながら、建設工事の発注者や受注者（排出事業者）が再資源化やリサイクル材の活用を行う場合に必要となる再資源化施設に関する情報、再資源化施設経営者への資源供給やリサイクル材の需要動向に関する情報などが不足しており、リサイクル市場の拡大が阻害されているのが現状である。

これら建設副産物を取り巻く環境の変化を受

け、国土交通省では、循環型社会の構築を目指し、建設リサイクル法の趣旨を踏まえて、建設工事の発注者や受注者（排出事業者）が再資源化やリサイクル材の活用を行う場合に必要となる再資源化施設に関する情報、再資源化施設経営者への資源供給やリサイクル材の需要動向に関する情報などをリアルタイムに交換し、建設廃棄物の計画的な再資源化と再生材の利用を推進することを目指すとした全国規模の建設副産物情報交換システムを構築した（図—1）。

平成13年8月より関東地方整備局管内で試験運用を実施し、平成13年度内に全国運用を開始する予定である。

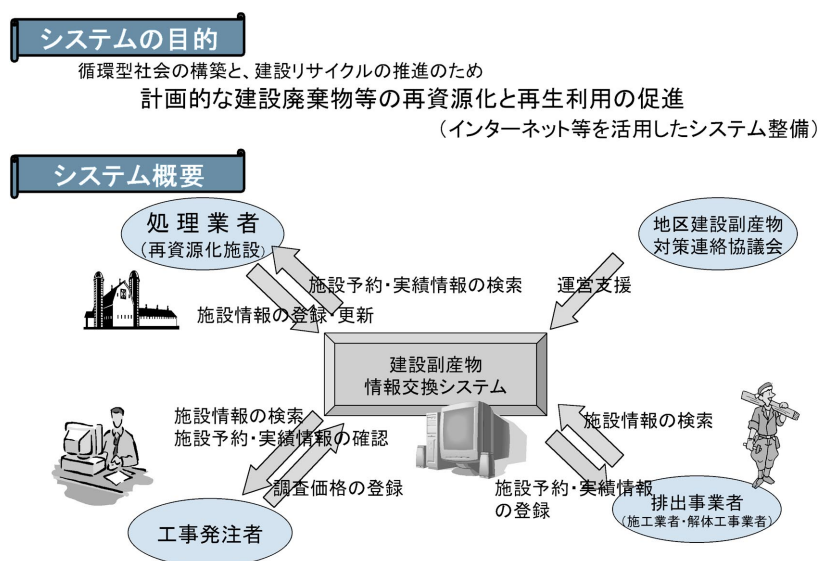
次に、全国標準化仕様による建設副産物情報交換システムについてその内容について概説する。

3 建設副産物情報交換システム

(1) 基本的考え方

建設廃棄物のリサイクルについては、再資源化施設が廃棄物を受け入れることが可能かどうかといった再資源化施設の稼働状況や、再生資源の供給場所・量等に関するリアルタイムな情報を得る手段が十分でないため、円滑に推進されないという課題が指摘されている。これらの現状と問題点を踏まえて、再資源化施設の稼働状況等に関する

図—1 建設副産物情報交換システム



リアルタイムな情報を提供すべく、建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの向上を図ることを目的とし、インターネットを利用した情報交換システムとして開発されたのが、建設副産物情報交換システムである。

開発に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

- ① 全国共通の標準化仕様であること。
- ② インターネットを利用した、WEB オンラインシステムであること。
- ③ 全国データを一元的に管理運営されること。
- ④ 全国どこからでもアクセス可能であること。
- ⑤ リアルタイムな情報交換が実現できること。
- ⑥ 視認性の高いデジタル地図を利用する。

(本地図は、道路交通センサスデータを使用)

(2) システム利用対象者

システムの利用対象者は、①工事発注者(公共事業発注機関省庁、公団・事業団、都道府県、市区町村)、②排出事業者(建設工事の施工者等)、③処理業者(再資源化施設等)である。

上記利用者がシステムを利用する場合には、ホームページ上のインターネット利用申請書を作成した後、セキュリティ等の観点から、運営センターを通じて事前にデジタルIDを取得する必要がある。

(3) システムの適用範囲

システムの対象建設副産物、対象地域の適用範囲は次のとおりである。

区分	適用範囲
対象建設副産物	●建設廃棄物全般 ➢コンクリート塊 ➢アスファルト・コンクリート塊 ➢建設発生木材 ➢建設汚泥 ➢混合廃棄物
対象地域	●全国

(4) システムの機能

副産物システムは、工事の設計、積算、発注、施工から完了までの事業の各段階において利用されるものである。システムイメージを図—2に示し、主の5段階により構成されている機能について以下に説明する。

図—2 建設副産物情報交換システムで提供される情報

建設副産物情報交換システム 処理施設・道のり検索条件設定

排出事業者検索 道のり: 道のり検索の起点となる位置を指定するために「東京都千代田区新田1丁目」を選択し、地図を確認します。

処理業者検索 道のり: 地図上で指定された位置を起点として、半径10km以内の立地し、チェックされた項目に一つでも含む再生資源化施設を選択する。

再生資源化施設: ☐ コンクリート・破砕・アスファルト破砕施設 ☐ 建設発生木材チップ化施設 ☐ 建設発生木材焼却施設 ☐ 建設汚泥脱水・天日乾燥・乾燥施設 ☐ 建設混合廃棄物選別・破砕・圧縮施設 ☐ 建設混合廃棄物焼却施設

再生資源施設: ☐ 土砂施設 ☐ 砕石施設 ☐ アスファルト混合物施設 ☐ その他施設

最終処分場: ☐ 安定型最終処分場 ☐ 管理型最終処分場 ☐ 近断型最終処分場

【地図画面(位置指定)】 クリックした位置を選択します。

地図種別: 標準地図 地図移動 位置指定 地図を閉じる 操作説明

▲広域(縮小): 全国 1: 750,000 1: 300,000 1: 75,000 1: 25,000 1: 10,000 1: 5,000 1: 2,500

▼詳細(拡大): 起点 処理施設 工事場所 経路

会社名(株)△△産業 (工事場所) 東京都千代田区新田1丁目 事務所(TEL) 03-1234-5678

※本地図では、道路交通センサス(一般交通調査結果)を利用しています。

処理業者情報

会社名(株)△△産業
本社所在地: 〒123-4567 東京都豊島区長崎3丁目
本社TEL: 03-8765-4321 本社FAX: 03-8765-4322
資本金: 500万円 従業員数: 50人
施設名: ○○工場
施設所在地: 〒123-4567 東京都豊島区長崎3丁目
施設TEL: 03-8765-4321 施設FAX: 03-8765-4322 担当者名: ○×太郎 E-mail: taro@syorico.jp
敷地面積: 500(m²) 建物面積: 300(m²)
区域指定: 都市計画区域外 建設許可: 建築基準法51条の都市計画決定による建築
備考及びPR等:

事業所・施設情報

会社名	施設名	再資源化施設		最終処分場		近断型最終処分場	走行時間(分)	走行距離(km)	運搬距離(km)	経路
		コンクリート・破砕・アスファルト破砕施設	建設発生木材チップ化施設	建設発生木材焼却施設	建設汚泥脱水・天日乾燥・乾燥施設					
(有)△△産業	○○工場	-	-	-	-	-	10	5	3	(表示)

2ヶ月先までの受入状況、及び受入料金

規格	受入状況				受入料金(単位)
	6月前半	6月後半	7月前半	7月後半	
コンクリート塊	空	空	空	空	99999(円/t)
アスファルト塊	空	空	空	空	99999(円/t)
アスファルト・コンクリート塊	満	満	満	満	99999(円/t)

① 施設情報の登録・更新機能

処理業者は、システム登録時に施設情報の登録およびリアルタイムに施設情報の更新を行う。

情報項目としては、

- ・処理事業所情報：再資源化施設および最終処分場を管理する事業所の情報（事業所住所、TEL、FAX、担当者名、業許可情報 等）
- ・再資源化施設情報：（施設名、施設住所、受入可能品目、受入時間帯、自社PR 等）
- ・最終処分場情報：（施設名、施設住所、受入可能品目、受入時間帯、自社PR 等）

がある。

登録されている情報内容はリアルタイムに更新機能を用いて情報の更新を行う。

② 施設情報の検索機能

1) 工事発注者が工事の設計・積算時に処理施設情報検索を利用して建設副産物の発生材の処理先、再生資材の購入先を確認することが可能（地図情報により運搬経路・距離・時間の検索が容易に可能）。

2) 排出事業者が施工計画立案時に処理施設情報検索を利用して建設副産物の発生材の処理先、再生資材の購入先を確認することが可能（地図情報により運搬経路・距離・時間の検索が容易に可能）。

③ 工事計画情報の登録機能

排出事業者が施工計画立案時に工事計画情報の登録を行う。情報項目として、

- ・工事概要：受注した工事の情報（発注者名、工事名、工事種類、施工場所、工期 等）
- ・建設副産物排出計画情報：（建設副産物の種類、月別の排出量 等）
- ・建設資材利用計画情報：（再生資材の種類、月別の利用量 等）

また、登録機能には、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）システムとの連携により、データの再入力することなく利用することが可能である。

④ 工事实績情報の登録機能

排出事業者は施工時に随時、処理施設利用実績情報として、

- ・建設副産物排出実績情報：（建設副産物の種類、月別の排出量、排出先の処理施設 等）
- ・建設資材利用実績情報：（再生資材の種類、月別の利用量、供給先の処理施設 等）の登録を行う。

⑤ 工事情報の検索機能

工事発注者は、排出事業者の登録した建設副産物排出計画〔実績〕情報、建設資材利用計画〔実績〕情報の検索から、適正処理、再生資材の利用の確認を行う。

なお、建設副産物情報交換システムでは、インターネット環境が整備されていない利用者には、一部FAXによる代行方式の利用が可能である。また、データベースについては利用者別の年間利用料金（処理業者は無料）をもって一元的に管理運営する。

(5) 今後の課題

現在、運用に向けて処理施設データの収集作業を各地方建設副産物連絡協議会および（社）全国産業廃棄物連合会の協力のもとに実施しているところであるが、施設登録データを現状よりもさらに増やしていく必要がある。今後、当システムの意義をご理解していただき処理業者のシステム加入によるデータの整備を進めていく。



おわりに

今後、各省庁、自治体、各地方建設副産物協議会を中心にシステムの概念から具体的な操作説明に至るまでの説明会を積極的に実施し、システムの普及を促進していく予定である。

○建設副産物情報交換システムに関するホームページ

<http://www.recycle.jacic.or.jp>

○建設リサイクルに関するホームページ

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/renew.htm>

不良・不適格建設業者排除促進 コラボレーションシステムの 構築検討について

国土交通省総合政策局建設業課構造改善係長

た だ ともかず
多田 智和



コラボレーションシステムの 必要性・役割について

58万を超える業者を抱えるわが国建設産業において、ペーパーカンパニー等不良・不適格建設業者の排除を徹底することが喫緊の課題となっている。このためには、関係法令を所管する関係省庁や地方公共団体が、不良・不適格業者に関する情報の迅速かつ正確な交換を通じて、適切な監督処分を行うことが必要であるが、現在のところ、これらの情報交換は紙、電話、新聞等に頼っているのが実情である。

このため、建設業法、労働安全衛生法、暴力団対策法等建設業者が遵守すべき法令を所管する関係行政庁やその地方機関、地方公共団体等が有する重大な違反事件の発生状況、処分内容、過去事例等不良・不適格建設業者に係る情報をできるだけリアルタイムで交換し、必要に応じてデータベース化できるような情報システムの検討を行うこととしたところである。

重大な事件が起こった場合、その際の状況や処分の内容等の情報をできる限りリアルタイムで交換することで、迅速かつ適切な判断や対応が可能になる。また、過去の事例等をデータベース化することにより、いろいろな切り口から情報の整理が可能になり、処理すべき案件への適切な対応が

可能になる。

また、処分情報等の情報を掲載することにより、不法な行為を行うと掲載されてしまうということで、不法な行為への抑止の効果も非常に高いと考えられることから、不良・不適格建設業者の排除の促進につながることを期待できる。



省庁間における情報交換の現状

(1) 国土交通省と厚生労働省における情報交換
昭和47年に相互通報制度が確立され、国土交通省からは施工体制における労働基準法等違反事案が、厚生労働省からは建設業者に係る労働安全衛生法等重大違反事案や労働安全衛生法違反事実等の情報提供がなされている。

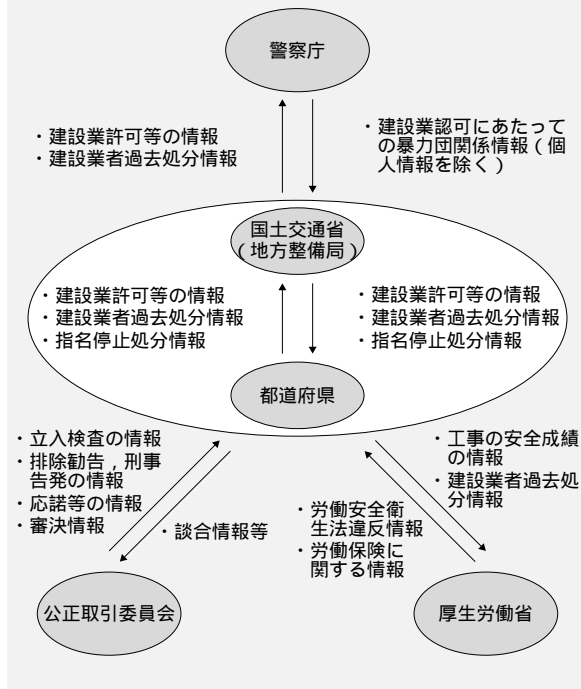
(2) 国土交通省と公正取引委員会における情報交換

国土交通省からは談合情報の通知や談合に関する情報提供がなされ、公正取引委員会からは建設業者に係る独占禁止法違反事実等の情報提供がなされている。

(3) 国土交通省と警察庁における情報交換

国土交通省からは建設業許可にあたっての暴力団の照会がなされ、警察庁からは建設業許可申請簿の閲覧等の捜査照会がなされている。

図—1 省庁間における情報交換の内容



コラボレーションシステムの 内容

(1) 国土交通省および都道府県間のコラボレーション

国土交通省（地方機関含む）は、今秋を目途に、自らの監督処分情報をデータベース化した上で、インターネットで公表することとしているが、当該データベースに、都道府県知事が行う監督処分についても掲載・公表、検索等が行えるような情報システムについて検討する。

〔交換される情報の内容〕

- ・ 許可取り消し、営業停止、指示処分に関する情報
- ・ 上記情報に関する問い合わせ等

(2) 国の省庁間（それぞれの地方機関含む）のコラボレーション

監督処分情報、建設業許可情報等を有する国土交通省は、労働安全衛生法等違反情報を有する厚生労働省、暴力団対策法等を所管する警察庁および独占禁止法を所管する公正取引委員会それぞれとの間で、相互通報制度や連絡協議会等を通じ不良・不適格業者に係る情報交換を行っているところであるが、交換される情報の類型、頻度等を調

査した上で、電子的手法による情報交換の円滑化、効率化のあり方について検討する。

〔交換される情報の例〕

- ・ 建設業者に係る労働安全衛生法等重大違反事案
- ・ 施工体制における労働基準法等違反事案
- ・ 建設業者に係る暴力団対策関連情報
- ・ 建設業許可にあたっての暴力団関係照会
- ・ 建設業者に係る独占禁止法違反事実、排除勧告等関連情報
- ・ 談合情報の通知

(3) 地方公共団体と関係省庁地方機関間のコラボレーション

地方公共団体は、所管区域に本社または営業所を有する建設業者による建設業法等違反行為について、迅速な処分につなげるため、中央省庁地方機関等との間で情報交換を行っているところであるが、交換される情報の類型、頻度等を調査した上で、電子的手法による情報交換の円滑化、効率化のあり方について検討する。

〔交換される情報の例〕

- ・ A 県→県警本部
建設業許可（新規，更新）にあたっての暴力団関係照会
- ・ 県警本部→A 県
建設業許可等捜査照会
- ・ 労働局→A 県
労働安全衛生法違反事実等の情報提供
- ・ A 県→公正取引委員会
談合情報等の通報



調査体制

コラボレーションシステムの検討にあたっては、関係省庁および地方公共団体からなる委員会を設けて、協議する。委員会の委員の構成、事務局については以下のとおりである。

(1) 委員会の構成

委員：公正取引委員会経済取引局総務課課長補佐
公正取引委員会審査局管理企画課課長補佐
厚生労働省労働基準局監督課中央労働基準

監察官

警察庁刑事局暴力団対策第一課課長補佐
警察庁刑事局暴力団対策第一課課長補佐
警察庁刑事局捜査第二課課長補佐
国土交通省総合政策局建設業課課長補佐
国土交通省総合政策局建設業課課長補佐
国土交通省関東地方整備局建政部建設産業課課長
東京都都市計画局建築指導部建政課課長
大阪府建築都市部建築振興課課長

事務局：建設業適正取引推進機構

(2) 検討スケジュール

平成13年度中に検討委員会を4～5回程度開催予定としている。第1回検討委員会は、8月3日に開催され、コラボレーションシステムの必要性・役割、省庁間における情報交換の現状、各省庁の不良・不適格業者に関する情報の所在と守秘性などについて検討がなされた。

第2回検討委員会は、9月開催予定で、地方自治体へのアンケート調査票について確認の他、公開すべき情報および秘匿データの選択、公開データの公表方式・公表範囲等について検討を行う予定である。

第2回検討委員会終了後、10月頃にアンケート調査を行う予定である。都道府県と関係機関との情報交換の現状について、調査を行う予定である。主な調査項目（案）は、以下のとおりである。

- ① 都道府県における建設業法による監督処分の実態...処分件数、処分原因等
- ② 都道府県警との情報交換の現状...情報交換の実施状況、建設業許可に係る役員の暴力団紹介

の対象等

- ③ 公正取引委員会との情報交換の現状...情報交換の実施状況、排除勧告、談合に関する情報入手の具体的方法、都道府県からの談合の通報の具体的方法等
- ④ 労働局との情報交換の現状...情報交換の実施状況、労働安全衛生法違反事実、是正勧告等の具体的方法、件数等
- ⑤ 監督処分に係る他の都道府県との連携の状況...情報交換の実施状況、処分実施タイミング、処分内容・程度における連携の有無等
- ⑥ 監督処分、指名停止情報の公表の方法...公表の実施状況、具体的方法、公表に際し留意している点等
- ⑦ 監督処分情報をインターネット上で公表することについて...公表の実施状況、具体的方法、公表に際し留意している点等

第3回検討委員会は、11月頃開催予定で、アンケート調査結果報告、不良・不適格業者に関する情報公開とその利用・運用面から見た課題の検討、インターネット等を用いた不良・不適格業者のデータ交換システムに関する検討、データベースのセキュリティの高い方式の検討、セキュリティを確保した情報交換の業務フローとコラボレーションシステムの基本構想の検討等を行う予定である。

第4回、第5回検討委員会は、平成14年1、2月頃開催予定で、コラボレーションシステムの基本構想の検討、コラボレーションシステムの開発コストと運用体制の検討を行う予定である。

図—2 不良・不適格建設業者排除促進コラボレーションシステムのイメージ

